

# 公 募

下記の業務を行う者を公募します。

応募される方は、応募要領に基づき応募して下さい。

## 記

1 件 名 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」等級に登録されている者であること。
- (4) 動物検疫所長から動物検疫所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成24年3月30日付け23動検第1367号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

3 応募要領を交付する場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3  
動物検疫所神戸支所庶務課会計係  
TEL 078-222-8991  
e-mail [aqs.ukbshomu@maff.go.jp](mailto:aqs.ukbshomu@maff.go.jp)

動物検疫所 HP からダウンロード  
[https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/08\\_1.html](https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/08_1.html)

- (2) 日時 令和8年1月5日～令和8年1月30日  
9時から17時まで（ただし、行政機関の休日を除く。）

4 応募期限及び応募先（問合せ先）

- (1) 応募期限 令和8年1月30日 午前11時

(2) 応募先 動物検疫所神戸支所庶務課会計係

5 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

令和8年1月5日

分任支出負担行為担当官

動物検疫所神戸支所長 栗栖 輝光

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ  
([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyo/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyo/260403_jigyousya.pdf))  
をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

## 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務応募要領

### 1 総則

公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（以下「業務」という。）の請負者を公募により選定することとし、その実施については、この要領に定める。

### 2 業務内容

- (1) 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務一式
- (2) 業務内容は、別添「公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 契約期間は、令和8年3月1日から令和8年3月31日までとする。

### 3 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」等級に登録されている者であること。
- (4) 動物検疫所長から動物検疫所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成24年3月30日付け23動検第1367号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

### 4 応募申込書等の提出期限等

応募方法は次のとおりとし、参加を希望する者は、当該公募要領の内容を確認の上、以下により申込書等必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年1月30日（金）午前11時

- (2) 提出場所及び問合せ先

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3

動物検疫所神戸支所庶務課会計係

電話 078-222-8991

e-mail [aqs.ukbshomu@maff.go.jp](mailto:aqs.ukbshomu@maff.go.jp)

- (3) 提出書類

ア 応募申込書（別紙1）

1部

イ	誓約書（別紙2）	1部
ウ	暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）	1部
エ	令和07・08・09年度資格審査結果通知書の写し	1部
オ	提出者の概要（会社概要等）	1部
カ	委任状（別紙4）	1部

#### （4）提出に当たっての留意事項

- ア 持参により提出する場合は、平日の10時から17時まで（提出期限最終日は11時まで）とする。
- イ 郵送等により提出する場合は、「(1)提出期限」内に、「(2)提出場所」に到着したものまでを受け付ける。
- ウ 提出された書類に不備があった場合は、無効とする。
- エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
- カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。
- キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

#### 5 その他

- （1）応募要領に基づいて作成した応募申込書を分任支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者と契約を締結するものとする。  
なお、有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。応募者が直接くじをひくことができないときは、本件事務に關係のない職員がこれに代わって行う。
- （2）くじ引きとなった場合は次の日時、場所において実施する。  
日時 令和8年1月30日（金）13時30分  
場所 動物検疫所神戸支所
- （3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （4）この契約の締結に当たっては、別添「契約書（案）」のとおり契約書を作成する。
- （5）この説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年1月26日（月）17時15分までに、書面（様式任意、電子メールによる連絡先を記載すること。）の持参、郵送もしくは電子メール（[aq.s.ukbshomu@maff.go.jp](mailto:aq.s.ukbshomu@maff.go.jp)）により、上記4（2）宛てに提出すること。  
質問に対しての回答は、この説明書を交付した全ての者に対して電子メールで行う。

## 応 募 申 込 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
動物検疫所神戸支所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務について、仕様書の必須条件を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

### 記

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 1 誓約書（別紙 2）                           | 1 部 |
| 2 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 3）                 | 1 部 |
| 3 令和 07・08・09 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し | 1 部 |
| 4 提出者の概要（会社概要等）                       | 1 部 |
| 5 委任状（別紙 4）                           | 1 部 |

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

電話/FAX : ╱

e - m a i l :

誓 約 書

貴職と、公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務を  
締結した場合、年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金、  
会員番号の付与・変更、入退会等の各種手続きに要する手数料は  
無料とします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

動物検疫所神戸支所長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募申込書の提出をもって誓約します。

## 委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 応募年月日 令和 年 月 日

2 件 名 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務

3 応募に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

分任支出負担行為担当官

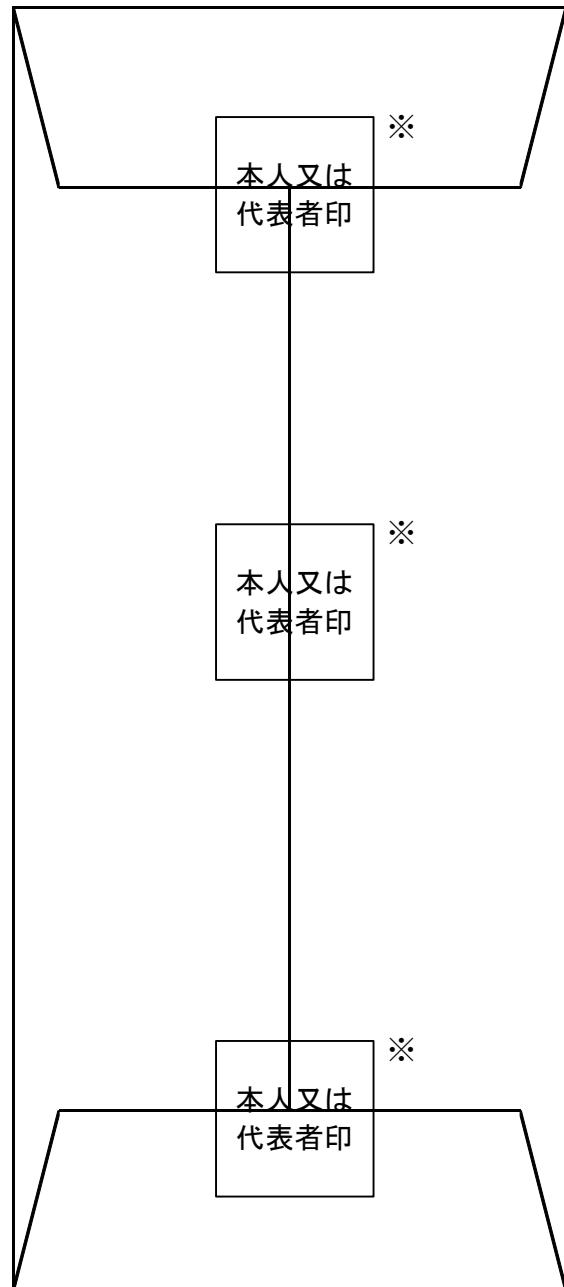
動物検疫所神戸支所長 殿

印用封筒記載例

(表)

令和 年 月 日	応募申込書 在中	分任支出負担行為担当官 動物検疫所神戸支所長 殿	公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務
商 住 電	号 又 是 氏 名 所 号 話 番		

(裏)



(注意※ 「本人又は代表者印」は外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者  
(代理人をもって入札参加する場合には代理人) の署名をもって代えること  
ができる。

## 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務仕様書

### 1 業務内容

本業務は、分任支出負担行為担当官動物検疫所神戸支所長（以下、「甲」という。）が、業務請負者（以下、「乙」という。）から法人会員として会員番号の付与を受け、公共料金等の支払請求が発生した都度、乙は甲に代わり支払期限までにクレジットカードを用いた方法により立替払いを実施（以下、「カード決済」という。）することとする。

また、乙は、甲に代わり、カード決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」という。）を甲に請求するものとする。

この仕様書において、「公共料金等」とは、電気、ガス、水道、固定電話（データ回線利用を含む。）、携帯電話、通信費、インターネット上のショッピングサイトを通じて価格情報収集したインターネット取引の利用代金をいう。

### 2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（なお、契約を解除しようとするときは、その1ヶ月前までに相手方に通知するものとし、特に支障のない限り、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件に、発行されたカード番号の有効期限の範囲内で毎年度更新する。）

### 3 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 本業務は、カード決済に利用できるクレジットカードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、キャッシング機能を付与しないものとする。
- (2) 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号、有効期限及びセキュリティーコードを付与するものとする。  
また、乙は、甲からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号を付与するものとする。
- (3) 会員番号の予定発行件数は1件とし、双方協議の上でその発行件数を変更できるものとする。
- (4) 乙は、年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金、会員番号の付与・変更、入退会等の各種手続きに要する手数料は無料とするものとする。  
なお、官署の追加・変更があったときは、別紙1により乙に通知するものとする。
- (5) 甲は、別紙1の官署において発生した公共料金等の支払について、カード決済を利用するものとする。なお、事業者がカード払い（加盟店加入）を利用しない場合にはこの限りではない。
- (6) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は、翌月15日までに請求書及びカード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を甲に提出すること。

なお、令和8年3月分については、同年4月20日までに請求を行うものとし、それにより難い場合には、甲に通知するものとする。

- (7) 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとすること。
- (8) 別紙1の官署に入居する売店等、甲以外の者が負担すべき電気、ガス、水道料金については、甲がそれらの者に指示して、当該利用者それぞれから振り込ませることとして差し支えないこと。なお、各負担者毎の金額の内訳は、甲から事前に乙に通知する。
- (9) 乙は、公共料金等の事業者等に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲に対して遅延損害に係わる一切の請求を行わないものとする。
- (10) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、その後の事務に影響が生じないよう、速やかに甲に対し会員番号の変更を行うこと。
- なお、会員番号が甲以外の者によって不正に利用された場合において、甲に故意・重過失が無い場合には、甲は不正利用分について支払義務を負わないものとする。
- (11) 甲は、公共料金等を乙を介して支払いする場合は、公共料金等を請求する事業者等に対して当該事業者の定めた手続きにより利用登録を行うとともに、その内容を乙に対して通知するものとする。
- (12) 公共料金等以外のものであっても、甲乙の協議の上でその利用範囲の変更を妨げないものとする。
- なお、取引慣習上クレジットカード払いとすることがやむを得ないと認めるものについて、会員番号を用いた決済を利用するものとする。

#### 4 カード利用金額

次の金額がカード決済可能であること。

会員 番号 区分	用途	利用限度額	
		最大月額利用 見込(限度)額	年間利用 見込(限度)額
1	動物検疫所神戸支所管内に係る公共料金等支払	1,000,000 円	4,000,000 円

(注) 利用見込額については、記載した金額の利用を確約するものではない。

#### 5 その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の請負に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

官署等	契約種別	支払 件数 (年間)	月間最大利用 見込(限度)額 (単位:円)	年間利用 見込(限度)額 (単位:円)
動物検疫所神戸支所 〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎	ガス	12	5,000	50,000
	水道	30	500,000	2,000,000
	固定電話	60	150,000	1,500,000
	携帯電話	12	5,000	50,000
	インターネット取引	4	340,000	400,000

## 契約書（案）

分任支出負担行為担当官 動物検疫所神戸支所長 栗栖 輝光（以下「甲」という。）と、【公募により決定】（以下「乙」という。）とは、乙所定の会員規約に基づき、次の条項により公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（以下「クレジットカード」という。）の利用に関する契約を締結する。

### （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

### （契約の目的）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲を乙の法人会員として入会させ、甲に会員番号を付与し使用させるものとする。

- 2 甲は、付与された会員番号を、乙の加盟店である公共料金等事業者（以下「事業者等」という。）に限り使用するものとする。
- 3 甲は、会員番号の使用により生じた事業者の甲に対する債権を、事業者から乙に譲渡し又は乙が立替えることを承諾する。
- 4 甲は、前項の債権額（以下「カード利用金額」という。）を乙に支払うものとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年3月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、利用期間は、カード発行日又は契約締結日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までとする。

ただし、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。

### （契約金額）

第4条 年会費及びカード発行手数料等この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

### （契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行

令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を断った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾のときにおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について留保すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他の契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （再委託の制限及び承認手続き）

第7条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必

要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができるものとする。

- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。  
3 甲及び乙は、本契約終了後においても第1項の責任を負うものとする。

(事情変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。  
3 前2項の場合において本契約条項を変更する場合がある場合には、書面により定めるものとする。

(検査)

第10条 乙は、各月経過後、利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第11条 乙は、前条に定める検査に合格した後に、事業者等へ立替払を行った債権の支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第12条 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 2 甲がその責に帰すべき事由により第10条第2項に定める期間内に検査を終了しない場合には、その期間を経過した日から検査を終了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、受注者はその超える日数に応じて前項に規定する遅延利息を請求することができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本契約条項に違反したときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

- 2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。  
3 乙は、第9条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第10条から第12条までの規定を準用するものとする。  
4 第1項又は第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき  
　イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき  
　ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき  
　ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき  
(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき  
(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第16条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第17条 乙が、本契約に関し、第15条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならぬ。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第18条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、

乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならぬ。

- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(紛争の解決方法)

第19条 本契約事項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3  
分任支出負担行為担当官  
動物検疫所神戸支所長 栗栖 輝光

乙

別紙様式

請負契約再請負承認申請書

令和 年 月 日

あて

(請負者)

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付けで締結した公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務の請負契約について、下記のとおり再請負したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 再請負の必要性については、詳細に記載すること。
- 2 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
- なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 3 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。